

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	確定拠出年金の運用方法の提示に係る上限規制の設定	府省名	厚生労働省	
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他			
	確定拠出年金法			
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止			
点検項目	評価の実施状況			課題
① 規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし		
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし		
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし		
⑤ 便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 分析なし			
⑥ 費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし	※		
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし		
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較 <input type="checkbox"/> 費用で比較 <input type="checkbox"/> 便益で比較 <input type="checkbox"/> 比較なし	※	
⑨ レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし	※		
【課題の説明】				

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《費用と便益の関係の分析に係る補足説明》

改正案においては、運営管理機関が提示する商品の上限数が制限されることで、加入者の選択環境が整備され、国民の老後所得確保が図られるという便益がある一方で、運営管理機関において、提示する運用方法を精査するという費用が発生するが、そもそも確定拠出年金法の趣旨が国民の老後所得確保であり、運営管理機関は加入者の選択環境の整備のため、一定の責務を有することを鑑みれば、当該便益は費用を大きく上回っている。

《代替案との比較に係る補足説明》

代替案においては、運用方法の定期的な見直しが義務付けられることにより、加入者の選択環境が整備され、国民の老後所得確保に資する便益がある一方で、運営管理機関において提示する商品を定期的に見直す費用及び国において運営管理機関が見直しを行っていることを監督する費用が生じる。便益については、あくまで見直しそれ自体を義務付けるため、見直しの基準を明確に示すことが困難である以上、実質的に商品の見直しが行われていることが不透明であること、費用については、運営管理機関が負担する費用に加え、国においてモニタリング費用が発生することを鑑みれば、便益が費用を大きく上回っているとはいえない。

《レビューを行う時期又は条件に係る補足説明》

今国会に提出した確定拠出年金法等の一部を改正する法律案附則第2条において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」とされており、当該箇所への記載の趣旨としては、「必要があると認めるときに、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。」というものである。